



知ってる？

東京都内の市民運動や労働運動、取材活動が「逮捕」されやすくなること

# 東京都迷惑防止条例「改正」案

詳しくはコチラ  
自由法曹団東京支部 HP  
<http://www.jlaf-tokyo.jp/>

## 警視庁が提案した「改正」案

警視庁は、東京都議会に迷惑防止条例「改正」案を提出。3月22日の警察・消防委員会で採決、3月29日の都議会最終日には成立させようとしています。

- 「改正」案では、現行の規制に加えて
    - ・みだりにうるつくこと
    - ・電子メール（SNS含む）を送信すること
    - ・監視していると告げること
    - ・名指しを告げる事項を告げること
    - ・性的羞恥心を害する事項を告げること
- を新たな規制の対象として、罰則を重くするものです。警視庁は、スマートフォンや電子メール・SNSの普及により現行で対応できない事案の増加などを「改正」の理由にしていますが、本当に必要な「改正」なのでしょうか…？

## 審議日程

3月19日（月）	13時～	警察・消防委員会	審議
3月22日（木）	13時～	警察・消防委員会	採決
3月29日（木）	13時～	都議会最終日	採決

## 憲法違反の「改正」案は廃案に 傍聴・各党派への要請を強めよう

日本国民救援会東京本部

文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 TEL 03-5842-6464

## 「何が正当かは、現場の警察が判断」。濫用の危険が高い！

そもそも現行の迷惑防止条例自体が、警察による濫用の危険があります。

「改正」案は、捜査機関による市民運動・住民運動・労働運動・取材活動への規制をいっそう容易にするものです。迷惑防止条例は「悪意の感情」というあいまいな目的があれば、通常は処罰されない行為が処罰されます。「内心を証明のため」自白を強要される恐れもあります。また、相手が会社や法人でも成立します。しかも、被害者の告訴は本要であり、現場の警察の判断で、逮捕が可能です。

したがって、今回の「改正」で

- ・国会前で首相を批判するデモや集会を行なうこと
  - ・首相夫人をネット上で批判すること
  - ・労働組合がブライツク企業の前で宣伝したり、過労死への抗議でピラを配ること
  - ・9乗改憲反対署名を集めるために、戸別訪問すること
  - ・ジャーナリストが取材対象の付近を闊歩すること
  - ・市民がオンラインなどでの監視活動を行なうこと
- …を繰り返した場合、

警察に突然逮捕される可能性が生じます。警察は、ときの政治体制を守るために、声をあげる人たちに對して法を濫用してきました。逮捕されると自由を奪われ、家族や社会から切り離されます。「犯罪者」の烙印を押されて、仕事や信頼を失うこともあります。あとから不起訴や無罪になっても、人生を大きく傷つけられてしまいます。

## 要請・署名集め・宣伝は、やむにやまれぬ行動… 憲法で保障されています

平和や暮らしを守る活動は、憲法28条（労働運動）や憲法21条（言論表現の活動）などで保障されています。

しかし、今回の「改正」によって、このような活動がのきなみ規制され、活動への萎縮や、団体への弾圧や攻撃に悪用される危険があります。

また、「法律の範囲内で条例を制定」するとしている憲法94条にも反します。

特定秘密保護法、刑事訴訟法の改悪、「共謀罪」が成立し、憲法9条の改憲が狙われるなかで、市民運動・労働運動・取材活動などを規制する根拠とされるおそれのある「改正」案に反対し、廃案を求めます。

## 迷惑防止条例「改正」に反対する要請書

今回の都議会に提出された迷惑防止条例「改正」案（「公衆に著しく迷惑をかける暴力行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」）は、労働運動や市民運動、マスコミ等の報道・取材活動など、憲法が保障する言論表現の自由（21条）や労働基本権（28条）を捜査機関が恣意的に侵害することが可能となる内容であり、廃案を強く求めます。

「改正」案は、現行の規制に加えて「みだりにうろつくこと」「監視していると告げること」「電子メール（SNS含む）を送信すること」「名誉を害する事項を告げること」「性的羞恥心を害する事項を告げること」を付け加え、新たにこれらの行為を規制の対象として、罰則を重くするものです。

### 1. 立法事実が不明確です

警視庁は、スマートフォンや電子メール・SNSの普及により現行で対応できない事案の増加等を「改正」の理由にしていますが、警視庁が作成した「新しく規制される行為」を見ても、なぜ規制をしなければならないか不明確です。

### 2. 警察による濫用の危険が高まります

そもそも現行の迷惑防止条例自体が、「悪意の感情」によるつきまとい行為等を規制するため、警察による濫用の危険があります。また、内心に踏み込み、自白強要の恐れもあります。

「改正」案は、捜査機関による市民運動・住民運動・労働運動・取材活動への規制をいっそう容易にするものです。特に「監視していると告げること」「名誉を害する事項を告げること」は極めて濫用の危険が高いものです。迷惑防止条例は、「ねたみ、恨み、その他の悪意の感情の充足」というあいまいな目的があれば、通常は処罰されない行為が処罰されます。

また、会社や法人相手でも成立します。したがって、政権批判のための取材活動や、労働組合が会社を批判したり、市民が街頭宣伝で総理大臣を批判する行為が処罰される可能性さえあります。しかも、これらの処罰のために被害者の告訴は不要であり、捜査機関の判断で逮捕・起訴が可能です。

### 3. 憲法違反です

会社や企業、行政等に対する要請行動、抗議行動、取材活動は、正当な労働運動（憲法28条）や市民運動、個人によるSNS等の表現活動、マスコミ等の報道・取材活動等（憲法21条）として日常的に行われており、労働・公害・薬害・住民運動、消費者事件等で重要な役割を果たしています。しかし、この「改正」案では、そうした憲法によって保障された活動がのきなみ規制対象とされる可能性があります。もしも成立すれば、警察の一方的な判断で、憲法の保障する諸活動まで弾圧され、団体等に対する組織弾圧や政権批判を萎縮させるために活用される危険が大きいと言わなければなりません。また、憲法94条は、「法律の範囲内で条例を制定することができる」としています。今回の「改正」案は、法律により禁止されていない行為を禁止・処罰するものであり、憲法94条にも違反します。

迷惑防止条例「改正」案を廃案にするよう、強く要請します。

2018年3月 日

要請団体

代表者名

印